

**新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）に関する  
意見募集の実施結果について**

横浜市では、新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）について、令和6年1月15日に市民意見募集を実施しました。

この度、実施結果と御意見に対する本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。市民の皆様から、貴重な御意見をいただきましたことに感謝いたします。

**1 実施概要**

- (1) 期 間：令和6年1月15日（月）から令和6年2月14日（水）まで
- (2) 提出方法：郵送、電子メール、FAX、電子申請・届出サービス
- (3) 周知方法：市のホームページ、各区役所及び市民情報センターへの配架 等
- (4) 実施結果の概要：77通、181件の御意見をいただきました。
- (5) 意見の分類

意見の分類		件数
①	御意見を踏まえ、制度に反映したもの	31
②	制度に賛同いただいているもの	37
③	御意見の趣旨が既に制度に含まれているもの、または既に想定していたもの	28
④	制度に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの	83
⑤	その他	2
合計		181

**2 内容別の意見数**

内容	件数
説明制度について	37
報告制度について	19
形態制限の緩和に関する許可制度	2
啓発及び知識の普及等について	20
補助制度について	9
太陽光発電設備の設置義務について	39
住宅の省エネ性能の更なる向上について	6
制度への賛成意見	37
制度への反対意見	2
その他	10
合計	181

### 3 御意見に対する本市の考え方について

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
1	住宅地でソーラーの促進は、現状では問題が多すぎて反対です。もし、行うならば最低でも北側斜線を撤廃か改定してください。そうでないと、あまりに矛盾しています。もっと高性能になって、北側の屋根に付けても標準の発電をするなら良いのですが、現状では北側は設置でき拒否されます。北側斜線で片流れも必要な狭小地が多いのに、どうやって有効なソーラーを載せると？それでなくても、狭い横浜市の敷地で隣地から眩しいというクレームにどうやって対応するのでしょうか？横浜市が責任を取ってくれるのでしょうか？また、大雪が積もったときに隣地のフェンスやエアコン室外機に落下して被害が出ています。屋根に付ける雪止めは役に立ちません。それについては誰の責任になるのでしょうか？既にいろいろと問題があるのに、それを無視して表面的なアピールのために東京都と同じような方向へ向かうのは愚の骨頂です。もし行うならば、結論ありきの意見募集ではなくより慎重に、問題点や矛盾を解決する対策を講じてからセットでお願いします。省エネという意味ならば住宅や建物の断熱性能のよりアップを横浜市の条例で定めるなら賛成できます。	太陽光発電設備等の設置に伴い検討すべき課題等については、設置を検討する建築主の方がその課題等を踏まえて判断できるような、リーフレット等により情報を発信していきます。 また、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
2	・説明制度について専用または推奨の書式を用意していただきたい	説明制度の様式は、本市から参考様式を提供する予定です。	③
	・再エネ、省エネに関する補助金事業を市民にしっかり周知していただきたい	いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
	・報告制度について国交省トップランナー制度の内容に準じていただきたい	本制度では、説明の実施の有無、説明を行った内容、設計時の再エネ設備の設置規模及び省エネ性能について、報告を求めます。 省エネ性能については、外皮平均熱貫流率(UA値)及び一次エネルギー消費量(BEI)について報告を求めますが、これは住宅トップランナー制度にて報告する内容の一部となります。引き続き、同制度を参考にしながら検討を進めます。	③
3	横浜市が提案した「新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度(案)」の内容のほとんどは、国が改正建築物省エネ法の中で導入した「再エネ促進区域」と「建築士による建築主への説明制度」を横浜市でも実施するというだけのものです。横浜市独自の提案は、説明結果の市への報告を求めるだけに留まっています。	建築物の脱炭素化には、再エネ設備の設置だけではなく、省エネ性能の向上も併せて行う必要があります。このため、本制度では、本市独自に、建築士から再エネ設備と併せて省エネ住宅のメリットを丁寧に説明していただくこととしています。	⑤
	近隣の東京都と川崎市が住宅メーカーへの太陽光発電設置義務を条例で導入したことに比べ、著しく不十分であり、市の脱炭素化に必要な太陽光発電の導入を加速する制度になっていません。 山中竹春横浜市長は、昨年4月、パリ協定の実現に率先して取り組む「世界気候エネルギー首長誓約」の理事に就任しています。また本年1月のインタビューでは、「もはや地球沸騰化とまでいわれる気候変動。世界共通の課題である脱炭素化を横浜がリードしていくことは、日本を代表する都市としての責務であり、横浜の取組には世界から期待が寄せられています。」と述べています。 既に東京都と川崎市が実現した制度も導入を見送るようでは、とても脱炭素化をリードしているとは言えません。 東京都、川崎市と同様に、住宅メーカーへの設置義務制度を導入することを強く求めます。 (参考リンク) 住宅・建築物の脱炭素化促進制度に関する意見募集情報 横浜市 (yokohama.lg.jp) 「横浜の成長に力尽くす」山中市長 新年の抱負語る   南区   タウンニュース (townnews.co.jp) 0003_20230418.pdf (yokohama.lg.jp) 「山中 竹春 横浜市長が世界気候エネルギー首長誓約の理事に就任しました」	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
4	横浜市でも東京都や川崎市と同様、脱炭素に向けて一刻も早く太陽光発電の標準化を進めてください。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
5	昨年、横浜市港南区から南区へ引っ越ししました。中古の戸建て住宅ですが、脱炭素住宅にすることを念頭に高气密高断熱の家を選び、引っ越し後に太陽光パネル（5.4kW）と蓄電池（9.7kWh）を設置しました。オール電化でガスも使わなくなったため、それまで月々2万～3万円かかっていた光熱費は月平均4000円程度となりました。また室内環境的には、家の中の温度差もなくなったため、高齢の両親の体への負担もとても少なくなりました。CO2も8割近く削減できています。昨年、家を選ぶにあたっては、市内で戸建ての新築住宅も様々な検討しましたが、太陽光パネルの設置を推奨されず、屋根の向きも太陽光パネル設置にまったく不向きな住宅ばかり。せめて今後の新築住宅はすべて太陽光パネルが標準化されていることを義務付けていくべきだと思います。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
6	・新制度に期待します。横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。理由は、横浜市すべての建主が説明されるほうが公平だと考えるからです。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	・断熱についての説明義務化について賛成いたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	ぜひ、等級5に加え、等級6、等級7までを説明することにしてください。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。しっかりメリットを説明して、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してください。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
	・工務店に太陽光発電設備設置義務付けをしてください 横浜市に隣接している東京都および川崎市では太陽光発電設備の設置の義務化が決まっています。東京都も川崎市も、義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では50社ほどが対象となっています。その50社ほどのうち40社ほどが、神奈川県も営業範囲でした。つまり、横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、（東京都の施策により）太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務量を大手工務店に課してください。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	横浜市ではすでにさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務店のすべてが研修を受ける制度を整えてください。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	③
7	10平方以上の増築で引っ掛けるなど言語道断。省エネ発電設備（エネファーム）最初の導入時の補助金は手厚く出たが更新時に出ない、機器の保証も10年無料保証が過ぎると過大な負担が生じ、当初契約時だと人件費は保証がされるが燃料電池発電設備内部の保証がされないのかかなりの負担で更新できない。日立の太陽熱温水器の強引な訪問販売から始まった。屋根の塗装や更新時期に重なると巨額な負担に耐えられない。そもそも屋根荷重増大を震度7の烈	いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	震に 2000 年までの新耐震基準が適用にならない釘 3 本うちの筋交いで公庫建売が検査が通らずさんな住宅で震度 5 の通常の地震で避難時間が稼げる程度の不良住宅、擁壁が市条例 3 条で深基礎、基礎立ち上げ程度の基準クリアで済んだものに 7 年から 10 年の保証の家電で市民に負担を生じる過大な国や役所の脱炭素宗教に騙されるほど馬鹿な市民と思うずさんさ。車ですら電動化で短く高負担で充電設備の更新も原発 28 基増設しないとイケないスキームで倍の金額で経済負担や北欧の電気代 1.5 倍の失敗で静観すべきなのに建築物は横浜市で家電メーカーに 30 年から 70 年設備機器の部品を保有し供給保証させることはできない。最初から馬鹿げたパフォーマンス、多重災害国家でこれから台風も耐風基準や太陽熱の取り付けが風速 50m に耐えられるのか老朽化した住宅でたえられるのか。24 時間換気と矛盾する高断熱、シロアリ対策も立てられないのに少しかんがえたらわかると思うが経年劣化の対策と稼げる力、ローンが組める年齢の信用保証、住宅価格の購買意欲若い人の意見も聞かない耳がないのか？		
8	・地球環境の改善に向けての法整備(法強化)自体は賛同できるのですが、本当に有効な方法なのか疑問が残ります。例えば、太陽光発電パネルの発電量(エネルギー削減量)と設備設置までのエネルギー負荷を比べ、果たして有効な対策なのかの裏付けがありません。具体的な数値を理解したいです。例えば、製品を取り扱う民間企業の説明や、省庁による直近の地球環境への効果を説明して頂けないでしょうか。	太陽光発電設備の生産から設備設置、廃棄までに係るライフサイクル CO2 については、資源エネルギー庁の記事にも掲載されておりますが、一般財団法人電力中央研究所の平成 28 年の報告書によると、石油火力(平均)が 738g-CO2/kWh、LGS 火力(複合平均)が 474g-CO2/kWh に対して、太陽光発電(住宅用)が 38.0g-CO2/kWh とされており、有効な対策の一つとされております。	④
	・再エネ設備を設置する場合の建築基準法上の緩和措置についてですが、緩和の対象となる設備を明確化して頂きたいです。例えば、太陽光発電パネルだけでなく、蓄電池もなのか。これらを管理するために必要な階段も、なかです。緩和規制の項目についても、日影規制についてもなのか、後退距離を算定する際に不算入にする等です。	緩和規制については、令和 6 年度中に別途、許可基準に関する意見公募を予定しておりますので、詳細は意見公募をご参照ください。	③
9	断熱についての説明義務について賛成いたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	また、等級 5 にとどまらず、等級 6・7 までを説明していただけると嬉しいです。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。しっかりとメリットを説明して、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してください。	本制度では、断熱等級 5 以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級 6、7 も選択することが可能となるよう、「5 以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級 6、7 も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級 6 以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
10	本案では、再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について、建築士が説明する制度の創設や、市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所に対し、説明結果を市に報告する制度の創設にとどまっておき、近年東京都や川崎市が導入した住宅メーカーへの設置義務がありません。これでは折角、各自治体が国に先んじて進めてきた気候変動対策を後退させることになります。横浜という都市は、東京、広島、長崎、福島につぐ国際的ネームバリューがあります。横浜が日本や世界の気候変動対策を進めることは大きな機動力になります。ぜひ、住宅メーカーへの太陽光設備設置義務制度を導入して世界に発信してください。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
11	1. 太陽光発電設備の設置義務化 温暖化が顕著になるとともに災害が多発していることを踏まえれば、今後新規に建設される住居には、太陽光発電設置義務を条例で導入することを求めます。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	戸建て住宅には太陽光設置に関する補助を出し、一定規模以上の集合住宅(マンション)には少なくとも共有設備における電力需要をカバーできる発電が可能な設備を付帯することを義務化してください。	本市では、平成 15 年度から太陽光発電設備に対する補助を実施していましたが、太陽光発電システムの価格が補助開始時と比べて低下したことなどから、平成 26 年度で太陽光発電設備単体の補助は廃止しています。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		<p>なお、令和6年度より子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」にて、太陽光発電設備及び蓄電池等を設置した場合、補助額を上乗せしています。再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	
	<p>2. 集合住宅における EV 促進支援 昨今の自動車所有率の減少も踏まえ、市内集合住宅における駐車場所数の規制を見直すとともに、一定数の駐車場設置が求められる集合住宅では、EV 充電器の設置を推奨すること、そのための規制および補助を設定することを求めます。</p>	<p>一定数の駐車場設置については、令和4年12月に横浜市建築基準条例の一部を改正し、対象規模の見直し、駐車台数確保率の見直し、小規模住戸の低減措置を行いました。</p> <p>また、集合住宅を対象としたEV充電器の補助について、横浜市では、全住宅の6割を集合住宅が占め、全国と比較して割合が大きいことから、令和2年度より実施しています。EVの普及に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>参考：横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金のご案内  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/shugoevjuden.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/shugoevjuden.html</a></p>	④
	<p>3. 断熱性能の向上 現在の日本の断熱性能が他国に比べて著しく低いことを改善すべく、国の基準に縛られずに横浜市としての基準を設け、推奨ではなくより強制力のあるものとする。ペアガラス利用、断熱材の増量などで断熱性能を向上させたこと、あるいはさせていないことを住宅メーカーから購入者に説明することを義務付けること。を求めます。</p>	<p>本市では、最高レベル（等級6、7）の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。</p> <p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p>	①
12	<p>・説明結果の報告書の提出を義務化してください。長野県でも報告制度がありますが、報告書の提出率は大変低いそうです。報告書の提出は義務化し、罰則をつけてください。（このことを考えても、やはり設置義務化のほうが実効性があるように思います）</p>	<p>本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。</p> <p>罰則は規定しませんが、報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。</p> <p>なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。</p> <p>※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす</p>	④
	<p>また、すでに説明を義務化したている京都府では、太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり設置義務化が必要だと思います。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
13	<p>横浜市で説明義務についてのリーフレットを作成すると思いますが、くれぐれも国土交通省の2/3 現在ウェブにアップされているリーフレットひな形にある費用回収期間22年を掲載しないでください。すでに独自の回収期間試算には着手されているとは思いますが、念のため申し上げておきます。東京都の試算では13年ということでした。</p>	<p>国土交通省の説明義務用リーフレットひな形には、各地域の実情に応じた内容に変更の上、活用する旨の記載があります。本市が作成する説明制度の参考様式においても、検討した上で掲載する予定です。</p>	①
14	<p>新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）に賛成します。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。</p>	②
	<p>ただし、太陽光発電設備設置の義務化にした方がいいと思います。義務がなければ自主的に設置をしようとするでしょうか？せっかく制度を整えても義務化しなければ、脱炭素につながらないと思います。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p>	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	
15	「太陽光発電設備設置義務化」に向けて、横浜市でも、ぜひ、義務化を進めてほしいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	また、国のレベル以上の断熱性能についても説明義務を課すことについても非常に先進的ではありますが、横浜市は自ら「等級6,7を当たり前に」ということをスローガンにしている、よろしくお願いたします。「太陽光発電設備設置義務化」によって、気候危機対応となり、災害時に有効な電源と使えると思います。断熱効果は健康面からもよろしくお願いたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
16	当制度の導入に期待します。工務店・建築士から消費者・建築主への説明は義務化してください。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	また説明した旨を市へ報告することを工務店へ義務化し、罰則を課してください。なぜなら、努力義務だけでは実効性がないからです。	本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。 罰則は規定しませんが、報告の対象となる建築士事務所※には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。 なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。 ※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす	④
	建築士から建築主への説明要否の確認は不要にするべきです。説明をすることが、消費者の知る権利を担保すると考えます。	説明要否の意思確認を行う際に、メリット等が掲載されたリーフレットをお渡しするように、周知してまいります。	③
17	意見 横浜市の「新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度」に賛成します。 理由 国政府は、高い省エネ性能と自然エネルギー100%設備を備えたゼロエネルギー住宅(ZEH)・ゼロエネルギービル(ZEB)を2030年までに標準化する方針を打ち出しています。近年、気候危機が世界でも日本でも深刻化しており、脱炭素を加速させることが必要です。ZEB・ZEH標準化は、国の政策目標であると同時に世界的な気候危機対策として必要とされていることです。「住宅・建築物の脱炭素化促進制度」は、「ZEB・ZEHの時代」に向かう一歩手前の制度として、必要なものであると思います。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
18	全国に先駆けての「再エネ促進区域制度」素晴らしいと思います。2027年の国際園芸博覧会をととも楽しみにしています。その時に、Zero Carbon Yokohamaの目標に達する見込みの状況であってほしいと思います。温室効果ガス排出削減目標達成は簡単ではないと思います。ですので、①東京・川崎と同様に太陽光発電設備の設置義務化を希望いたします。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	②断熱等級について、等級5のみならず、等級7までの説明義務にすると、さらに脱炭素が進むと思います。先進的な取り組みに期待しております。横浜であれば、きっと民意はついてくると思います。頑張ってください。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	
19	住宅・建築物の脱炭素化に向けては、新築建物の対策が不可欠です。そのためには、補助金や減税等の支援策だけでなく、東京都や川崎市のように省エネ・断熱水準や太陽光発電・ZEV 充電設備の設置等を条例で義務付けるなどの制度・規制をしっかりと設ける必要があります。	太陽光発電設備設置の義務化について、本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
		ZEV 充電設備設置の義務化について、本市では、集合住宅向けの充電設備設置補助事業の実施等により、充電インフラの整備に取り組んでいます。 いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
	また、既存住宅の断熱・省エネ改修については、支援策を大幅に拡大し、耐震診断・改修等と連動して周知を図るなど、実効性ある取組を推進してください。全国一位の住民数を誇る大都市の責務として横浜市が建物の脱炭素化に本気で取り組むことを横浜市民として強く求めます。	既存住宅については、省エネ住宅住替え補助や都市計画税の減額措置等の本市独自の支援制度と合わせて、国や県で実施している補助制度等を、耐震改修等の機会も捉えて情報提供することで、効果的に省エネ化を促進していきます。	④
20	1 ZERO CARBON YOKOHAMA の啓発が非常に有効であると考えます。裾野を広く、在りとあらゆる機会を創出して行く必要があります。次のような既に実施されている具体策が活用できます。 ① 「よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム」参加団体の協力（主催行事の中で） ② 関連団体が主催する合同相談会、セミナー等における啓発活動（弁護士会、不動産関係団体等） ③ 市民向けセミナーの開催、区民祭り（相談窓口の開設） ④ 横浜市との協定を締結している「住まいの相談窓口」の活用（相談業務、案内チラシの配布）	本市では、住宅の脱炭素化に向けて、多様な主体と連携したコンソーシアムなど、あらゆる機会を捉え、「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。 いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
	2 脱炭素社会の実現について 当協会は「脱炭素社会の実現」に向けて、よこはま健康住宅コンソーシアムへの参加を軸に住宅の省エネルギー化の普及促進に取り組んでいる。国が定める断熱等級において、令和4年度に新設されたの等級6・7の断熱性能を有する住宅「省エネ性能のより高い住宅」等の整備促進について当協会の活動実績や会員の経験、知見を活かして貢献したい。 具体的には、施工性やその性能評価、広く市民や施工者が分かり易く理解するための研修体制の構築のために次のような提案する。 ① 一般工務店などへの研修や講習（テキストやマニュアルの作成・講師派遣で行政への協力） ② 実モデルでの検証 ③ 実現性と汎用性の検討 ・施工費用や一般の施行実現性を前提に検討 ・金額の差と脱炭素上でのレベル向上値での比較（①での検討と繰返し） ④ 構造体の断熱性能評価検討（施工性や断熱性能） ⑤ 理論値と実際の施工での性能値の検証体制の構築	本市では、最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の設計、施工に関する一定の知見及び技術を有する事業者を登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」を令和5年7月に開始しました。 本制度は、「省エネ性能のより高い住宅」に求められる基本的な知識の習得を目的とした技術講習会を受講、審査に合格した技術者を雇用する事業者を登録・公表するものです。講習会のテキストについては、令和5年3月に設立した「よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム」の参加事業者の協力を得ながら作成しました。また、掲載内容は横浜市内での活用を見据え、実際に市内で供給されている戸建て、共同住宅の規模、構造を考慮したモデルにて、必要な仕様やコストの検証を行っております。 さらに、「よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム」に参加する、高い発信力と最新の知見や技術をもった民間企業・団体の皆様と連携し、設計内容を施工に着実に反映できるよう現場研修会の実施などにより、更なる技術力の向上を図り、市民の皆様が安心して省エネ住宅を選択できる環境を整えていきます。 いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
	3 新たな「住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）について」 ①『報告制度について、例えば性能の高い住宅を設計している建築士をランク付けし公表する制度や認証制度はできないか検討していただきたい。	報告いただいた建築士事務所にとってメリットのある制度となるよう検討していきます。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	② 市民から「信用できる建築士」の紹介について問合せがあるため、上記の評価された建築士を紹介することができれば、建築士としてもメリットが出てくるので検討していただきたい。		
	③ 報告制度は年間 15,000 m <sup>2</sup> 以上設計している事業者が対象のため、おそらく対象になる事業者が限定されると思いますので、任意の報告も可能とするため、『年間の延べ面積が 15,000 m <sup>2</sup> 未満の設計事務所も任意に報告ができるような制度とすべき。』について検討していただきたい。	市内で設計した住宅の年間延べ床面積の合計が 15,000 m <sup>2</sup> 未満や 5 棟未満の建築士事務所においても、任意で報告できることとします。	①
21	横浜市でも再エネ導入をすることに賛成、強く推薦します。気候変動へのアクションはコレクティブであればあるほど力が増し、目標への達成、明るい未来へぐっと近づくと信じています。横浜市民ではありませんが、日本全体の推進のためにも、まずは一つ一つの自治体が行動を起こすべきだと思います。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
22	神奈川県地球温暖化防止活動推進員です。私たちの役目は温暖化防止活動に関し行政と市民のパイプ役です。市民にとって今回の制度は民間（市民）の行う最も重要な温暖化対策と認識しております。2 年程度前に市民向け講演で一般住宅における太陽光や温水設備の設置率の伸びが低迷しているとの認識から市や県に問合せしたところ戸数が把握されていないとのことで、推定計算で求めました。一方東京都においてはこれがありました。今回このような制度に伴い建築確認申請時チェックが入るようですので実現できるように期待していますが如何でしょうか？特に設置率は市民の温暖化対応にとって非常に重要な指標と思います。老婆心的な意見で恐縮ですが、具申させて頂きました。	設置率の把握方法については、今後も検討してまいります。	④
23	未来の地球のことを考えた取り組みをしていることを市民として嬉しく思います。横浜市のような大きな市が取り組むことは他の自治体にとっても脱炭素への一歩を踏み出すきっかけになると思います。ぜひ実現させて脱炭素への先駆者となってください。特に再生可能エネルギー、太陽光発電に関しては、川崎や東京では義務化されます。太陽光発電義務化には様々な意見があるので、義務化まで行かなくても脱炭素のために踏み込んだ制度にしてほしいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	再エネだけでなく、省エネ化のための規定（新たな建築物の冷暖房の設置条件や断熱制度の高い構造の建物など）もぜひ考えてほしいです。未来ある横浜市の制度の実現を応援しています。よろしくをお願いします。	本市では、住宅の脱炭素化に向けて、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発や、設計・施工者の技術力向上への支援など、様々な取組を通じて、「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。 いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	④
24	横浜市が住宅・建築物の脱炭素化を促進する政策として、「新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）」に加え、ハウスメーカー等に住宅への太陽光パネルの設置義務化を導入することを求める。既に当該義務化を導入している東京都や川崎市と同様に、横浜市もまた次の 3 つの事情を有しているからである。  （1） <u>2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成に、民生部門の排出削減が特に必要なこと</u> 横浜市は温室効果ガス排出削減目標として、2050 年までに実質ゼロ、2030 年度までに 2013 年度比で 50%減を掲げている <sup>1</sup> 。これは東京都や川崎市に劣らない水準であり、前者は 2030 年カーボンハーフ（2000 年比）の達成 <sup>2</sup> を、後者は 2030 年 50%減（2013 年度比） <sup>3</sup> をそれぞれ目指す。  その上で、横浜市で最も多く CO <sub>2</sub> を排出しているのは家庭部門（27.7%） <sup>4</sup> である。業務部門と合わせると約 47.3% <sup>5</sup> となり、建築物に関連する排出量は同市全体の半分近くを占めることになる。東京都でも CO <sub>2</sub> 排出量の 7 割超を建築物関連が占めている <sup>6</sup> 。また、川崎市では政令指定都市最大の CO <sub>2</sub> 排出量であるとの問題意識から、民生部門からの排出削減も先進的に進めることの重要性が認識されている <sup>7</sup> 。  これらの事情に鑑みると、東京都や川崎市と同じく、横浜市が排出削減目標を達成するには、建築物に関連する排出量の削減が急務である。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④



No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	<p>(2) <u>住宅への太陽光パネル設置は合理的な排出削減策であること</u></p> <p>横浜市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、電気について、全体で 6,851 MW である<sup>8</sup>。そのうち、最大を占めるのが戸建住宅等での太陽光発電 2,982 MW<sup>9</sup>であり、全体の 43.5%を占める。このことから、横浜市でも住宅に太陽光パネルを設置することが、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で最も合理的な選択肢となる。</p> <p>また、住宅をはじめとする建築物は今後建築されていくものが 2050 年までストックとして残存するという事情のほか、経済性や災害へのレジリエンス向上といったメリットもある。これらも当該選択肢が合理的であることを示している。</p> <p>東京都の場合、太陽光パネルの住宅屋根への設置が限定的であり、更なる導入のポテンシャルがあるとしている<sup>10</sup>。また、川崎市では市域の 9 割が市街化しており、追加で導入できる再生可能エネルギーのポテンシャルのうち 99%が住宅・事業用の太陽光発電設備であることが示されていた<sup>11</sup>。また、これら 2 自治体でも、住宅ストック残存の観点<sup>12</sup>や排出削減以外のメリット<sup>13</sup>を認識している。こうした点を踏まえて、設置義務化が判断された。</p> <p>(3) <u>今回の政策案では太陽光パネルの普及に限界があり設置義務化が求められること</u></p> <p>横浜市は、2030 年度の太陽光発電設備全体の導入目標量を 57 万 kW としている<sup>14</sup>。一方、2020 年度時点で 19.4 万 kW<sup>15</sup>であり、今後 10 年間で約 2.9 倍と大幅な増加が必要となる。これまでのペースは確かに着実だが、導入目標と排出削減目標を達成するには、既存の政策の延長線上にない、さらなる別の政策が必要である。</p> <p>しかし、今回示された「新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）」では十分とは言えない。建築物省エネ法上の促進区域を全国に先駆けて設定することは前向きな一歩ではあるが、太陽光パネルの普及を必ずしも担保する制度設計でなく、建築士に説明責任を課すのみと既存の政策の枠内に留まるためである。建築士事務所に建築主への説明結果について横浜市に報告させる制度は、前記法律の説明制度の補完に過ぎず、施主の同意が得られなければ説明義務が発生しないなど、義務化の効果に不透明さが残る。したがってより強力で、かつ非連続的な措置として、設置義務をハウスメーカー等に課す制度を導入し、太陽光パネルの普及を確保することが求められる。</p> <p>川崎市は、これまでの誘導支援策では太陽光パネルの普及が十分に進まなかったことを端的に認めている<sup>16</sup>。また東京都では、義務化導入の目的を上述の目標達成に向けて「ギアをさらに引き上げる」としていた<sup>17</sup>。ここから、いずれの自治体も既存の政策では不十分であり、一層の取り組みの加速が必要であると認識したため、設置義務化に踏み切ったことがうかがわれる。</p> <p>以上の 3 点より、ハウスメーカー等に対する住宅への太陽光パネル設置義務化が、同市の脱炭素化に不可欠であり、早急に導入するべきである。</p> <p>当該義務化が東京都・川崎市に続いて横浜市でも早期に実現すること、そして日本全国に同様の取り組みが広がり、世界からも期待されるとおり同市が脱炭素化をリードすることを求める。</p> <p><sup>1</sup> 横浜市（2023）「横浜市地球温暖化対策実行計画」, p. 30   <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.files/0056_20230125.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.files/0056_20230125.pdf</a></p> <p><sup>2</sup> 東京都（2022）「東京都環境基本計画」, p. 27   <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/master_plan/body.files/2022pl_an_03.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/master_plan/body.files/2022pl_an_03.pdf</a></p> <p><sup>3</sup> 川崎市（2023）「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」, p. 35   <a href="https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000144/144656/honbun_kakutei.pdf">https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000144/144656/honbun_kakutei.pdf</a></p> <p><sup>4</sup> 横浜市（2023）「2021 年度の市域の温室効果ガス排出量について（速報値）」, p. 2   <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ghgemissions.files/0021_20230818.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ghgemissions.files/0021_20230818.pdf</a></p>		

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	<p><sup>5</sup> 前掲 4  <sup>6</sup> 東京都（2022）「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」, p. 6   <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.files/220909taiyoko.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.files/220909taiyoko.pdf</a>  <sup>7</sup> 前掲 3, p. 45  <sup>8</sup> 自治体再エネ情報カルテ（詳細版）横浜市（ver. 2, 2023 年）  <sup>9</sup> 前掲 8  <sup>10</sup> 前掲 6, p. 8  <sup>11</sup> 前掲 3, p. 45  <sup>12</sup> 前掲 3, p. 45、及び前掲 6  <sup>13</sup> 前掲 3, p. 45、及び 東京都環境審議会（2022）「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について ～カーボンハーフの実現に向けた実効性ある制度のあり方について～ 答申」, pp. 31-32   <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/council/genera_meeting.files/040808jourei_toushin.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/council/genera_meeting.files/040808jourei_toushin.pdf</a>  <sup>14</sup> 前掲 1, p. 37  <sup>15</sup> 前掲 1, p. 37  <sup>16</sup> 前掲 3, p. 45  <sup>17</sup> 前掲 6, p. 9</p>		
25	<p>東京都や川崎市は、太陽光パネル設置義務化を既に行なっています。横浜市でも義務化に取り組んでほしい。（義務化条件：日照時間 1900 時間以上）</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
26	<p>・ 新制度に期待します！横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です！</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。</p>	②
	<p>出来れば、さらに工務店に太陽光発電設備設置義務付けをお願いします。東京都および川崎市では太陽光発電設備の設置の義務化が決まっています。東京都も川崎市も、義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では 50 社ほどが対象となっています。その 50 社ほどのうち 40 社ほどが、神奈川県も営業範囲でした。つまり、横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、（東京都の施策により）太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務量を大手工務店に課してください。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
	<p>横浜市ではすでにさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務のすべてが研修を受ける制度を整えてください。すでに説明を義務化している京都府では太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり義務化が必要だと思います。</p>	<p>本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級 6、7 のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和 5 年 7 月から開始しています。</p> <p>令和 6 年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。</p>	③
	<p>・ 断熱についての説明義務化について賛成いたします。ぜひ、等級 5 に加え、等級 6、等級 7 までを説明することにしてください。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。しっかりメリットを説明して、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してください。</p>	<p>本制度では、断熱等級 5 以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級 6、7 も選択することが可能となるよう、「5 以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級 6、7 も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p> <p>また、断熱等級 6 以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。</p>	①
27	<p>脱炭素化制度について、意見、提案、質問を記述します。</p> <p>まだ、法令ができたばかりと思われます。内容に特に問題はないと考えます。横浜市保有の建築物、庁舎や消防等はすでにできていると考えます。今後、太陽電池が計画通り進むと次の課題は出力制御への対応と考えます。送配電側、横浜の場合は東京電力系の企業だと考えます。送配電側の受入容量は充分かです。九州では、春、秋に出力制御が生じ</p>	<p>令和 6 年度より子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」にて、太陽光発電設備及び蓄電池等を設置した場合、補助額を上乗せしています。</p> <p>また、令和 6 年度より中小企業が行う自家消費型の太陽光発電設備と太陽光発電設備と同時に導入する蓄電システムの導入費用に対しての助成制度を開始しています。</p>	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	<p>ています。東京電力については、東京都が株主で、すでに要請していると考えます。横浜市に限りませんが、対策のひとつは蓄電池だと考えます。</p> <p>質問 まだ法令化されていないかもしれませんが、横浜市はどのくらいの蓄電池の補助をしていく計画ですか？ 企業でも、一般家庭でも同額でしょうか？</p>	<p>いただいた御意見については、脱炭素社会の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	
	<p>要望 もしも法令に規制や補助についての記述、根拠が不足しているのであれば横浜市から国に働きかけてほしい。2030年温室効果ガス 50%削減に向けやれる事は全てやってほしい。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	④
	<p>質問 公的な建築、庁舎や消防署等に対応していると思うのですが、下記のような半民間の様な建築物に対する計画、更には設備に対する補助等は計画されるのですか？</p> <p>①自治会館、町内会館、水防倉庫、物置の屋根、集会所など ②消防団の消防車倉庫などの屋根</p>	<p>令和6年3月より自治会町内会・地区連合町内会が所有する会館に設置する太陽光発電設備やそれに伴う蓄電池の導入にかかる経費に対して補助を行う「自治会町内会館脱炭素化推進事業」を開始しています。</p> <p>補助の要件等の詳細は（自治会町内会館脱炭素化推進事業：<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html</a>）にてご確認ください。</p> <p>なお、当該制度では、消防団が使用する器具庫等は自治会町内会館ではないため、対象外としています。</p>	③
	<p>要望 家屋の屋根の形状が特殊なため、太陽光パネルが設置できない事例があります。特殊な屋根でも設置できる旨の事例のデータベース化が望ましい。横浜市だけでなく、全国的に必要と考えます。</p>	<p>神奈川県では、県内の太陽光発電設備の設置事例集を公募し、事例をホームページで紹介しておりますので、ご参考ください。</p> <p>（参考）神奈川県ホームページ 神奈川県内の太陽光発電設備設置事例集 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f430560/index.html#複数住宅太陽光発電モデル事業による設置事例">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f430560/index.html#複数住宅太陽光発電モデル事業による設置事例</a></p>	④
28	<p>都民です。東京都が来春より新築住宅への太陽光義務化を始めるとのことで、制度について詳しく調べましたが、決して無理のない義務化であり、一方で脱炭素効果は大きいことがわかりました。ご存じの通り、川崎市でも同様の制度が開始されます。今回、横浜市の制度について拝見しましたが、ハウスメーカーやビルダーへの義務化は盛り込まれていないという理解で間違いないでしょうか。そうであれば、期待できる効果はあまり大きくないと思います。もう一步踏み込んで、脱炭素の実効的な政策とするために、住宅メーカーへの義務化を盛り込む方が良く考えます。国が及び腰な中で、各地方自治体のこうした動きは、国に発破をかける上でも非常に重要だと思います。川崎市と並んで横浜市も原則新築義務化となれば、大きなインパクトとなり、他の自治体への追い風にもなると思います。気候変動対策には猶予がありません。少しでも有効な政策を打ってくださることを一都民として願っております。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
29	<p>横浜を住宅だらけにするのをやめて欲しい。古き良き時代の象徴を尽く破壊し、住宅や施設ばかりを誘致するのはカジノと一緒。米軍基地返還の土地も、その土地に住む人にとっては“宝物同然”そういった歴史ある土地を、歴史として開放せずに壊すのが横浜市ですか？ “本当の歴史”とは何たるかを考えてくれませんか？ 瀬谷区の上瀬谷米軍跡地は「花博」になり、何故あの土地を花博にする前に市民を観光させる様にしなかったのか「瀬谷区民」として横浜市に腹を立てている区民も多く居る事をご存知ですか？ ご存知なら花博を急ぐ理由は有りません。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
30	すべての小さい工務店さんも含めて、しっかり説明ができるように、してください。工務店の業界団体にしっかり話をして、研修ビデオもつくってください。	建築士向けの講習会については、動画も作成しホームページで誰でも閲覧できる仕組みを検討しています。また、周知方法については、関係団体と連携して進めていく予定です。	③
31	設置から、廃棄迄考える予算で表して欲しい。	設置や運転維持、廃棄に係る費用等については、リーフレット等でお示しする予定です。	①
32	小さな工務店にも知らせられるよう工夫をお願いします。	建築士向けの講習会については、動画も作成しホームページで誰でも閲覧できる仕組みを検討しています。また、周知方法については、関係団体と連携して進めていく予定です。	③
33	断熱等級5にする案は、とても良いのですが断熱等級6と、7の説明も義務化して欲しいです。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
34	断熱について追加の意見を申し上げます。横浜市では、等級6,7を当たりまえに、というスローガンを掲げて、高い断熱等級の家を推進されています。セミナーをたびたび開催されていますが、セミナー開催形式ですと意識の高い工務店しか参加されないのではないかと危惧しています。このたび、説明義務が課されるということで、新たに研修会などもされると思いますが、ぜひ、研修への参加も義務とする、建築士を説明建築士登録制度を設けるなど、もれなく、きちんと説明できるようにしてください。また、その際、省エネ・健康に貢献し、工務店への信頼も向上、施主の満足度も向上、気候対策にもなる、とメリットを（現在もなさっていますが、ますます）強調してください。一市民として応援しています。どうぞよろしくをお願いします。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	③
35	横浜市に隣接している東京都および川崎市では太陽光発電設備の設置の義務化が決まっています。東京都も川崎市も、義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では50社ほどが対象となっています。その50社ほどのうち40社ほどが、神奈川県も営業範囲でした。つまり、横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、（東京都の施策により）太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務量を大手工務店に課してください。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	横浜市ではすでにさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務のすべてが研修を受ける制度を整えてください。すでに説明を義務化している京都府では太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり義務化が必要だと思います。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	①
36	断熱はエネルギーの利用効率そのものを高めるために優先されるべきであり、ぜひ等級7までの説明義務化を追加していただきたいです。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
	また、再エネ促進は工務店に制限を与えるネガティブなものではなく、長期的には建主・工務店双方の利益につながる政策だと思います。大手工務店に対しての太陽光発電設備設置義務化のような踏み込んだ政策を、ぜひ横浜市でも実施してロールモデルを示していただきたいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
37	新築住宅への太陽光パネルや太陽熱温水器の設置および住宅の断熱化については、住宅の新築を考えている市民の非常に多くが市からの推進施策がなくても考えていると思う。その点で、建築士が正しい知識を持ち住宅建設に伴う創エネと省エネについて建築主に説明することは非常に良いことと思う。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	また、再エネ推進をより積極的に進めるのであればもう一步進めて東京都のように実績が確保できるよう設置義務を伴った制度設計が望ましい。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	省エネについては断熱基準が他の国と比べて低い値になっているので、より高い基準もあることを建築士は知識として持てるような研修を行って欲しいことと、建築主への説明においてもそのことを含めて欲しい。2050年にカーボンゼロをめざすならば断熱効果によるエネルギー消費を下げることの重要さは大変大きい。新築住宅の存続年数を考えると、少なくとも30年先を考慮してできる限り高い断熱基準をめざすようイニシアチブをとってほしい。」	本市では、最高レベル（等級6、7）の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しており、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。	④
38	横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。屋根おき太陽光パネルの設置強化は、気候変動対策を進める上で欠かせません。また、建築士さんの説明を義務化することで、その大切さや必要性を、多くの方が知ることに繋がります。よろしくお願いいたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
39	再エネ設備の説明をするときに、神奈川県0円ソーラーのこともぜひ、加えてください。	神奈川県0円ソーラーを含め支援に関する制度等は、周知できるような仕組みを検討してまいります。	④
	また、金利優遇制度などもあれば、加えてください。なければ、優遇制度を作ってください。まずは、初期費用の問題があるので、よろしくお願いいたします。	太陽光発電設備の設置のリフォームローンの際に金利が優遇される制度などを設けている銀行もあります。いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	④
40	断熱についての説明義務化について賛成いたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	断熱がされてない家は、冬は寒く、夏は暑く、しかし光熱費のことを考えるとエアコンを積極的にかけることも出来ず、いわゆる「ガマンの暮らし」を送らざるを得ないことになると感じます。ぜひ、等級5に加え、等級6、等級7までを説明することにしてください。高い断熱等級は、電気代の面でも、精神的ストレスの面でも、断熱はかなり効率がよく、はじめは費用がかさむこともありますが、導入や補助金の設定など、積極的に進めていただければと思います。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。しっかりメリットを説明して、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してください。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
41	省エネ住宅の建築工事にあたって、断熱等性能等級をレベル7の基準に適合していただきたいです。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
42	横浜で促進区域制度を全域で設定してくれるとのこと、市民として感謝しています。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	市は建築局が中心となって、「最高レベルの断熱性能(等級6、7)や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」が当たり前」となるようなキャンペーンや、断熱コンソーシアムの設立などを進めています。こうした取り組みと今回の制度が整合させるべきだと思います。建築士の説明は等級5から7の全てを対象として、説明責任も義務化すべきでしょ	本市では、最高レベル（等級6、7）の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。 本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	う。	としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	
	また太陽光パネル設置による経済効果も、10年スパンでみれば必ず施主にとってプラスになることも含めて必ず説明させるようにしてください。	太陽光パネル設置による経済効果は、本市が作成する説明制度の参考様式に掲載する予定です。	③
43	今回の新制度を機に、再エネを促進する取り組みをさらに進めていただきたいと思います。私からの意見としては、断熱に関する説明義務において、断熱等級5以上の説明も行なえば、断熱効率の良い住宅を選択する幅が広がり、私たちの生活の質を高めることができるのではと思いました。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます	②
	また、京都府でも説明義務化が制度化されていますが、実際の太陽光設置率が伸びたという結果には繋がっていないようなので、報告制度の義務化も盛り込むことで、今回の新制度がより意味のあるものになると思います。	本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。 報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。 なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。 ※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす	④
	最後に、建主へ提供する情報の一つに「気候変動」についても再エネ設備の説明と共にお話していただきたいと思います。今回の制度の背景にある問題を知ることが、今後私たちが安心して生活することにもつながると思っています。また、再エネを選択することが私たちの未来を救うことにもつながっているという認識を持つことは、今後のより良い選択のきっかけになるように思います。横浜市の全国に先駆けた先進的な取り組みが、他の地域のモデルとなり、再エネの利用促進につながると考えると大変嬉しいです。応援しています。	説明時に活用するリーフレットを作成する上での参考とさせていただきます。	④
44	・横浜市全域を再エネ促進区域にすることに、大賛成です。私は気候変動によって不作が進むことと日本が排出国5位であることに危機感を抱いているため、今回の皆さんの決断を応援し、新制度に期待します。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	・工務店に太陽光発電設備設置義務付けをしてください。 隣の東京都と川崎市では、太陽光発電設備の設置義務化制度が始まる予定で、知人曰く「東京都では50社ほどが対象となっている。その50社ほどのうち40社ほどが神奈川県も営業範囲」と話しています。このことから、横浜市内で建築物を提供している工務店は太陽光設置義務化の制度に対して準備していると推測し、反対する工務店は少ないのではと思います。むしろ、付加価値の高い仕事ができ、収益アップになるのかもしれないと考えます。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	・横浜市は既に健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていらっしゃると思いますが、大手以外の中小工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、よりやる気が起こるような誘導をしたり、横浜市に本店を置く工務のすべてが研修を受ける制度などを整えてください	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	③
	・断熱についての説明義務化について賛成です。さらに加えてお願いしたいことがあり、「等級5以上の説明」ではなく、「等級5と6、7すべて説明する」という内容にしてほしいです。東京都でもHTTと広告していたり、国際的な気候変動対策では「まず排出を減らすための省エネ設計、断熱が大事」だとされています。日本の建築の断熱基準は欧米で違法レベルでもありますが、市民が健康・幸福になることの助けになる6と7を必ず説明する制度になってほしいです。横浜市に等級6、7の家が増えたら、私が将来住みたい候補として魅力に思います。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
45	横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成します。横浜市の迅速な制度案公開・パブリックコメントの開始、素晴らしいと思います。気候変動を食い止め、若者たちや子供たち、将来世代を守っていく脱炭素社会に向けて、太陽光利用を促進する大変大きな足掛かりとなると思います。更に、断熱についても説明義務がついている点、省エネにつながることに、こちらも大変期待をしています。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	更に一步進め、工務店に太陽光発電設備の設置義務付けをしてほしいです。横浜市に隣接している東京都や川崎市では太陽光発電設備の設置義務化が決まっています。東京都も川崎市も義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では50社ほどが対象となっており、そのうちの40社ほどが、神奈川県も営業範囲です。横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、(東京都の施策により)太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務を大手工務店に課してほしいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	また、横浜市ではすでに様々な健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務店のすべてが研修を受ける制度も整えてほしいです。京都府ではすでに説明を義務化していますが、太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり義務化が必要だと思います。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	③
	断熱について、等級5に加えて等級6、等級7までの説明をしてほしいです。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持につながるだけでなく、光熱費の節約、更に二酸化炭素の削減となります。メリットを説明し、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してほしいです。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
	説明結果の報告について、長野県でも報告制度があるそうです。しかし、報告書の提出率は大変低いとのこと。報告書の提出を義務化し、罰則をつけてほしいです。再エネ設備の義務化と報告化を合わせて行うことで、実効性の高いものとしてほしいと思います。神奈川県民として、制度案の迅速な提案・パブリックコメントの開始を誇らしく思います。これからも未来の私たち、そして子供たちのための制度促進を応援しています。	本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。 報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。 なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度(生活環境保全条例第146条の2)については、継続することとします。 ※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあつては、当該法人を建築士事務所とみなす	④
46	今、オフグリッドで暮らしています。電気が家の中でどのくらい使われているのか、どのくらい必要なのか。意識しながら電気を使うこと、使いすぎないことは、温暖化にとってはとても大切なことで、みんなでそれをやれば大きなアクションになります。そのためには、自分でも作りやすい、利用しやすい、ソーラーパネルを各家庭に導入すること。意識が変わります。自分でもエネルギーが自給できる。そんな意識が必要だとも思います。	いただいた御意見は、普及啓発の参考にさせていただきます。	④
47	私は都内に住む市民ですが、地元の再生可能エネルギーへの後ろ向きな姿勢にとっても不安を感じています。横浜市が再生可能エネルギーの普及をどんどん進めることは他の地域の再エネ普及への力になると思います。横浜市の前向きな取り組みを応援します！ぜひ意欲的な気候変動対策、再エネ普及を進めてください！	いただいた御意見については、脱炭素社会の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	④
48	1. 横浜市全域を「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に指定することに賛成します。居住地の別なくすべての	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	<p>施主が同じ恩恵を得ることは公平だと思うからです。</p> <p>2. 横浜市と隣接する川崎市と東京都では太陽光発電設備の設置義務化が決まっています。横浜市も、市内の工務店に、川崎市や東京都と同じように、太陽光発電設備の設置を義務化してください。横浜市では、2050年までの脱炭素化、つまり温室効果ガスの排出実質0を目指しています。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標は、2013年度比50%削減です。思い切った施策が無ければこれらを実現することは不可能だと思います。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
	<p>3. 横浜市では既にさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、より参加しやすい形態で行うなど、すべての工務店が研修を受けるように制度を設けてください。</p>	<p>本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。</p> <p>令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。</p>	③
	<p>4. 断熱についての説明義務化に賛成します。ただし断熱等級4についての義務化ではなく、更に、断熱等級5、6、7の説明も行うようにしてください。高断熱の家は、長い目で見れば光熱費の削減、CO2排出の削減、医療費の削減につながります。</p>	<p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p>	①
	<p>5. 説明結果の報告書の提出を義務化してください。義務化しないと報告書の提出率は低くなると思われまます。報告書がないと、施策の検証ができず、効果的で効率的な施策への修正ができません。PDCAを回すために、報告書の提出は必要です。</p>	<p>本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。</p> <p>報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。</p> <p>なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。</p> <p>※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす</p>	④
49	<p>新制度に期待します。横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。理由は、横浜市すべての建主が説明されるほうが公平だと考えるからです。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。</p>	②
	<p>・もう一步踏み込んで、工務店に太陽光発電設備設置義務付けをしてください。横浜市に隣接している東京都および川崎市では太陽光発電設備の設置の義務化が決まっています。東京都も川崎市も、義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では50社ほどが対象となっています。その50社ほどのうち40社ほどが、神奈川県も営業範囲でした。つまり、横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、(東京都の施策により)太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務量を大手工務店に課してください。</p>	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
	<p>横浜市ではすでにさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務のすべてが研修を受ける制度を整えてください。すでに説明を義務化している京都府では太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり義務化が必要だと思います。</p>	<p>本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。</p> <p>令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。</p>	③



No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	<p>・断熱についての説明義務化について賛成いたします。ぜひ、等級5に加え、等級6、等級7までを説明することにしてください。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。しっかりメリットを説明して、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促してください。</p>	<p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p> <p>また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。</p>	①
	<p>・説明結果の報告書の提出を義務化してください。長野県でも報告制度がありますが、報告書の提出率は大変低いようです。報告書の提出は義務化し、罰則をつけてください。(このことを考えても、やはり設置義務化のほうが実効性があるように思います)</p>	<p>本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。</p> <p>罰則は規定しませんが、報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。</p> <p>なお、条文を削除すると意見募集していました再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。</p> <p>※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす</p>	④
50	<p>再エネ促進区域へ横浜市が設定されることに賛成です。制度を作っていただきありがとうございます。</p> <p>横浜市では、最高レベルの断熱性能(等級6、7)や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」が当たり前となるような社会を目指しています、とありますが、目指す省エネ性能も横浜市の断熱性能6、7をぜひ目指していただきたいと思えます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。</p> <p>本市では、最高レベル(等級6、7)の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。</p> <p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p>	② ①
51	<p>再エネ促進区域制度の導入ありがとうございます 再エネ義務化 断熱等級6以上の義務化を早急にお願いします</p>	<p>太陽光発電設備設置の義務化について、本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p> <p>断熱等級6以上の義務化について、本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p>	④ ①
52	<p>断熱の説明義務化で、等級6、7を当たり前にしてほしいです。よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムから、横浜市が、断熱性能等級6、7が当たり前となる社会を目指していると知りました。それに整合するようお願いいたします。</p>	<p>本市では、最高レベル(等級6、7)の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。</p> <p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時</p>	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	
53	横浜市全域を再エネ促進区域への設定を導入いただきありがとうございます。 再エネ促進区域を他の地域にも神奈川県他の市町村へ横展開していただきたいです。今、毎年夏が暑くなり、冬もあまり寒くない日が増えてきており、将来子どもたちの大きくなった時にどのような環境になるのか心配です。太陽光発電が導入進むことで、家庭から出るCO2を大幅に削減できるようになり、今のこのような状況の中、将来世代にとって希望の光だと思います。横浜市は日本で一番大きな基礎自治体だと思いますので、先進的な取り組みをぜひ頑張ってください、日本の脱炭素をリードして行ってほしいです。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。 他の市町村に、情報共有をまいります。	②  ④
54	再エネ促進区域を横浜市全域への導入を検討いただきありがとうございます！また合わせて省エネ性能の取り組みも織り込んでいただきありがとうございます。太陽光発電パネルが促進していくことは、今どのようにCO2を減らしていくかと考えていく中で、個人ができる一番大きな効果のある取り組みだと感じています。この制度が施行されることで、個人個人の環境に対する意識も向上すると思いますし、行動変容にもつながると思います。 一方で、この促進区域の導入はどのくらいの実効性があるのか気になっています。横浜市は日本の中でも大きな自治体になるので、効果が出る政策を実施することが日本のCO2削減にも大きな効果を与えたいと思います。 再エネ促進区域の設定後に、一定の市民の理解が進んだ段階で1年遅れなどで、より実効性のある太陽光発電設置の義務化も検討に入れていただきたいです	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。 促進区域の導入の実効性については、報告制度等を活用し説明の効果把握をしていきます。 本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	②  ④  ④
55	再生可能エネルギーの促進区域の制度について導入いただきありがとうございます。賛成です！	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
56	横浜市全域を新築の太陽光パネル義務化すること、「再エネ促進区域」とすることに賛成です。横浜市在住の既築である私の住まいにもぜひ置きたいと考えています！ しかし、断熱等級6,7が当たり前となる社会を目指しているとのことをよこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムにて知りました。全体的な説明の場にてその等級6,7の表記で記載していただきたいです。 また、市外の高校に通っているのですが、学生として市内に関する話し合いや環境活動に関われるタイミングが少ないです。せっかく地元なので、高校生大学生に対して横浜市主催の環境改善策に関するカンファレンスや説明会を行っていただけたら参加したいと思います。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。 本市では、最高レベル(等級6、7)の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。 本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 ヨコハマSDGsデザインセンターでは、高校生を対象としたYOKOHAMA未来デザイン部を設置し、SDGsに関する活動を進めています。また、横浜市温暖化対策推進協議会では、企業が提示する課題に対して市内大学生が解決策を提案するイベントを開催するなど、若者が脱炭素社会の実現とSDGsの推進について考えるきっかけづくりなどに取り組んでいます。	②  ①  ④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		引き続き、イベント・説明会等の開催情報は、横浜市やヨコハマ SDGs デザインセンター、横浜市温暖化対策推進協議会のホームページなどに掲載しますので、適宜ご確認いただければ幸いです	
	また、制度の説明については若者向けのパンフレットなどがポストに入っていると興味を示すと思います！私も横浜をより良く、住みよい街にしたいので制度改定やイベントの数々、応援しています。今後とも宜しくお願い致します。	周知方法について、参考にさせていただきます。	④
57	太陽光発電の促進のための制度を作ろうとしていること、そして説明義務が盛り込まれたことに賛成いたします。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	ですが、やはりこの緊迫した気候変動の状況に対応するためには、今すぐにも変化が必要です。建築は建てられてから、長く使われるものです。なるべく早くから、太陽光発電の機器を取り入れた建物を増やすことが大切だと感じます。そのためにはやはり、建築物を提供する工務店への義務化や大きなインセンティブが必要だと考えます。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	省エネ性能の高い住宅は、エネルギー消費が少ないだけでなく、住居者にとって快適な生活をもたらします。より高い断熱性の基準についても説明義務化していただくこともご検討ください。	本市では、最高レベル（等級6、7）の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。 本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
58	横浜市が再エネ促進地域を設定し、市内すべての工務店に説明義務化を課すことに賛成です。なぜなら、一部の工務店に課されるよりも公平で、再エネや省エネ性能のメリットを施主が知らせることは、大事な権利だからです。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	一方で、京都で先行して説明義務化をしているものの効果がないという報告もあるようです。そこで工務店の方には、ただマニュアル的に説明するのではなく、脱炭素や施主の光熱費削減に繋がるすばらしい制度であることをご理解いただき、市民がしっかり再エネと断熱（省エネ）にアクセスできるような仕組みづくりを作ってほしいです。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 当制度を引き続き推進することで、建築士等の技術力向上の支援とともに、市民の皆様が「省エネ性能のより高い住宅」の建築士等を選択しやすい環境を整えます。	③
59	本制度に概ね賛成です。特に再エネだけでなく、省エネ（断熱）制度についても説明することがとても良いと思います。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	断熱については、2025年から国の省エネ基準が引き上げられますが、等級が低すぎるので、横浜市では等級6以上を率先して進めていただきたいです。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
	また、本制度は、東京都や川崎市のような設置義務化ではなく、ぜひ義務化もあわせてご検討いただきたいです。すでに東京都や川崎市の工務店は研修を受けていることになり、ゼロエミッションを実現する会の調査によると、市内	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	9割の工務店が東京都の研修を受けていることになり、工務店の理解はすでに整っていると思います。ぜひもう一歩踏み込んだ、さらに良い制度になることを期待しています。	また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	
60	再エネに前向きな取り組みありがとうございます！こうして、市民の声を聞いてくださる機会を設けてくださるのもとても嬉しいです！現在、地球温暖化はもはや地球「沸騰化」と呼ばれており、これ以上温暖化が進むと、後戻りできなくなる「ティッピングポイント」を超えてしまう可能性があるという気候科学者が警鐘を鳴らしています。気候変動がこれ以上進むのを防ぐ1番の方法は石炭火力からの脱却、再エネへの切り替えです。横浜市が先陣を切って、他自治体を引っ張って行ってください！！	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
61	制度概要を拝見しました。①横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成します。制度内容に賛同します。また対象と全域とした点も、効果・公平性（知る機会の確保）の観点から適切だと感じます。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	②工務店に太陽光発電設備設置義務付けをしてください。ご存じの通り、横浜市に隣接している東京都および川崎市では太陽光発電設備の設置の義務化が決まっています。東京都も川崎市も、義務化が課せられるのは大手工務店です。東京都では50社ほどが対象となっています。その50社ほどのうち40社ほどが、神奈川県も営業範囲でした。つまり、横浜市で建築物を提供する工務店の多くは、（東京都の施策により）太陽光発電設備義務化に対応することになります。横浜市でも、屋根置き太陽光発電設備設置の義務量を大手工務店に課してください。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	横浜市ではすでにさまざまな健康・省エネ住宅に関する工務店向け研修を行っていますが、大手以外の工務店が太陽光発電設備の設置を進めることができるように、参加を義務化したり、より大きなインセンティブを設けるなどして横浜市に本店を置く工務のすべてが研修を受ける制度を整えてください。なお、すでに説明を義務化している京都府では太陽光発電設備設置の伸び率は以前と変わらないとのこと。やはり義務化が必要だと思います。本制度の目的が再エネ設備の実装率の向上なのであれば、その目的に対し最も効果的な方法を選択すべきではないでしょうか。説明と報告の機会を設けること自体は良いことだと考えますが、説明と報告が踏み絵のようになって実態が変わらない可能性も考慮すべきではないかと思います。	本市では、建築士等の技術力向上を支援するため、断熱等級6、7のメリットや設計・施工等に関する講習会を開催し、受講した設計・施工者を本市が登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」を令和5年7月から開始しています。 令和6年度からは、「省エネ住宅住替え補助制度」の利用条件に、登録事業者が申請することを新たに加えるなど、さらなる登録のメリットを創出し、利用を促進していきます。	③
	③断熱についての説明義務化についてより高い等級に関する言及を義務化すべきだと思います。ぜひ、等級5に加え、等級6、等級7までを説明することにしてください。せっかく説明を義務化するにも関わらず、中途半端な基準までの説明にとどめる必要があるでしょうか。高い断熱性能の建築物は、住まい手にとって、過ごしやすく、健康維持でつながるだけでなく、光熱費の節約、そして二酸化炭素の削減となります。本項目においても、消費者が高い断熱性能の家を建てるよう、行動変容を促すことが目的なのであれば、その目的にかなった、効果を本当に期待する内容で設定すべきだと思います。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。 また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	①
	④説明結果の報告書の提出を義務化してください。長野県でも報告制度がありますが、報告書の提出率は大変低いそうです。横浜市においては提出率の目標値や提出率を上げるための施策の検討はあるのでしょうか。制度をつくっても運用されなければポーズだけで意味がありません。報告書の提出は義務化し、罰則をつけるべきではないでしょうか。また、②の点に戻りますが、このことを考えても、やはり設置義務化のほうが実効性があるように思います。全体を通し、実施の方針には賛同し、素晴らしい検討だと思います。一方、目的にかなった効果を得るために、やるのであればより実施を徹底できるやり方・基準であるべきだと思います。「制度をつくった」ことで終わらないよう、実効性を担保する内容の再検討を期待いたします。	本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。 罰則は規定しませんが、報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。 なお、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、意見募集の際に条文を削除するとしていた、床面積2,000㎡以上の建築物の建築主に報告を義務付けた再生可能エネルギー導入検討報告制度（生活環境保全条例第146条の2）については、継続することとします。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす	
62	新制度にもものすごく期待しています!!!横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに大賛成です。日本の希望です!!!	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
63	私は自治体へ気候変動対策の強化を働きかけているのですが、横浜が素晴らしい脱炭素の目標を掲げてくれることは、本当に希望です!他の自治体も変わる大きなきっかけになると思います。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	気候変動問題は、現状の対策では、気温が上がり続け、人類が生きていけない環境になってしまいます。太陽光パネルの設置義務化など、更なる気候変動対策をお願いします。応援しています!	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅の建築主に対し、建築士が、再エネ設備の導入効果と併せて省エネ性能向上のメリットを説明する制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
64	横浜市のこの新制度導入に期待しています。COP28合意の「再エネ3倍・省エネ2倍」に合致する取り組みとなるためには、もれなくこの制度の趣旨が行き渡るようが必要が必要です。説明義務や報告義務、集計と公表のようなしくみによってこの制度が広く認知されるまた実行されることを望みます。がんばってください!	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
65	気候変動に危機感を抱いているものです。横浜市の新制度を応援しています!ぜひ東京都や川崎市で決まっている太陽光発電設備設置義務化の制度の実現を、よろしくお願いします。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
66	設置の義務化を徹底しなければ、脱炭素にはつながらない。川崎市や東京都のように、努力義務ではなく、再エネ設備設置の義務化を進めるべき。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	その際、設置に対する横浜市の補助も幅広く検討してもらいたいです。	本市では、平成15年度から太陽光発電設備に対する補助を実施していましたが、太陽光発電システムの価格が補助開始時と比べて低下したことなどから、平成26年度で太陽光発電設備単体の補助は廃止しています。なお、令和6年度より子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」にて太陽光発電設備及び蓄電池等を設置した場合、補助額を上乗せしています。 また、令和6年度より中小企業が行う自家消費型の太陽光発電設備と太陽光発電設備と同時に導入する蓄電システムの導入費用に対しての助成制度を開始しています。いただいた御意見については、脱炭素社会の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	④
67	横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	しかし、東京都や川崎市が決定したように、すべての工務店が太陽光利用について理解を深め、技術を備え、建主の選択を促すためには義務化が必要だと思います。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		<p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	
	断熱についての説明義務化についても賛成です。等級6、等級7までを説明することを義務化してください。	<p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p> <p>また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。</p>	①
	昨年、横浜に引っ越してきました。築50年ほどの木造建築をリフォームしたのですが、断熱整備は全くなく夏は38度近くまで熱がこもってしまう状態でした。床や壁、窓の断熱をしましたが、脱炭素の必要性や断熱性能の重要性について理解している工務店は少なく、自力で助成制度などを調べて取り入れなくてはならず、素人が取り組むにはハードルが高かったです。多くの人は生活費が高騰する中、日々の生活で精一杯で、金銭的にも時間的にも脱炭素について考えたり実践したりする余裕はなく暮らしています。	本市が作成するリーフレットや再エネの導入に関するガイドラインでは、再エネの導入効果や断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットなどを明記する予定です。	③
	国や自治体、そして工務店が率先して断熱性能の高い建築物のメリットを説明して、消費者に行動変容を促しているかないと、温暖化対策は一向に進みません。そのためにも一部の人が実践すれば良いものではなく、義務化して全ての人が意識を向けられるような政策が必要だと考えます。	<p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p> <p>また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。</p>	①
68	新制度に期待します。横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	出来れば地域の工務店に太陽光発電設備設置義務付けまでお願いします。	<p>本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。</p> <p>また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。</p> <p>再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。</p>	④
	もちろん、山を壊してメガソーラーを建てるのではなく、既存の建築物の屋根にはまだ太陽光パネルを設置できる場所が多くあります。行政から導入を後押しする仕組みを作ってほしいです。	いただいた御意見については、脱炭素社会の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	⑤
	また積極的な断熱のよびかけ（説明義務、研修制度、交付金……）、公共施設での積極的な再エネの導入は素晴らしいと思います。一昨年には国会で改正建築物省エネ法も可決されましたが、日本の断熱基準は非常に低いです。横浜市ではぜひ、ヨーロッパ並みの断熱性能をぜひ導入してください。これは、省エネだけでなく、健康面でもプラスにはたらき、さらには医療費削減にもつながります。北海道のニセコ町での高断熱性の家によって、外気温マイナス14度においても暖房なしで摂氏20度が保たれるそうです。私は今、大学2年生です。私が大学を卒業するのは2026年。その時には2030年まであと4年しか残っていません。これからの未来を生きる、より温暖化の影響を強く受ける将来世	<p>本市では、最高レベル（等級6、7）の断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進しています。</p> <p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。</p>	①

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	代のために、今社会を動かしている大人の皆さんが危機感を共有して行動してほしいです。関心が低いから、賛同が得られにくいから実施しないのは倫理観に反すると考えます。長期的な視野を持って、選挙で投票することができない小・中学生が日本の将来に希望をもてるような取り組みを期待しています。	また、断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を総合的に取り組むことで、住宅の省エネ化を加速させていきます。	
69	今回の案を拝見して、意見を提出させていただきます。小さな子供を持った母親として、気候危機、地球温暖化をこれ以上悪化させないためにできることをするのは、子供の将来がかかっている大切な課題です。その中で、横浜市がさらに太陽光利用や断熱を強化する案を出しているのは、とても嬉しく思います。いくつか気になる点があります。まず、太陽光パネル設置について、ぜひ義務化へと踏み切っていただきたいです。太陽光パネルが、経済的にも、また環境的にもプラスになる点をしっかり説明していただければ、きっと新しい物件を建築する方たちにとっては朗報なはずです。しかも、新しい建築などには子育て世代の方たちが多いはずです。オプションとして検討、ではなく、ぜひ地球の未来のために、できることとして、こういうことがあります、という説明と、より太陽光発電を使って快適に暮らせるために技術的な工夫を建築士にはしていただき、行政としては義務化とすることで、意図がきちんと現実へと繋がる仕組みを作っていただきたいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	また、説明結果もはっきりとわかるよう、きちんと結果を提出し、うまくいっていない工務店は、罰則というより、どうやったら太陽光を促進できるか、行政がサポートする仕組みを作ったらどうでしょうか？	本制度では、説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所※について、説明結果を市に報告することとしています。 罰則は規定しませんが、報告の対象となる建築士事務所には、制度の周知を行い、丁寧に報告を求めています。 いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。 ※法人が建築士事務所登録を行っている場合にあっては、当該法人を建築士事務所とみなす	④
	また、断熱についても、等級5を説明となっていますが、ぜひ6、7までの説明も義務化してください。私は集合住宅で、とても古いのですが、幸い窓が全て2重窓なので、それだけでもかなり冬でも暖かく、暖房や光熱費も最低限で済んでいます。戸建ては集合住宅より寒いですが、断熱をしっかりすることで、住環境はより快適になるはずです。こちら、断熱と光熱費のデータなどもしっかりと設計の段階でメリットして説明をする必要があると思います。(建てる人はもちろん安く済ませたいはずですが、長い目で見た時のメリットをしっかりと伝えることで、納得していただけるはずです) 2030年までに2013年と比べ、脱炭素50%を目指すには、画期的に進める必要があります。ぜひ意見を取り入れていただきたく思います、よろしくをお願いします。	本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
70	該当箇所：制度全体 ・2050年の政府目標及び横浜市の目標に向け、再エネ利用設備の設置を促進し、住宅の新築・増築時に建築主がより高い水準の省エネ性能を認識できるような制度を設けることに賛同します。そのうえで、施策をより効果的に進めるために、住宅の新築・増築をする建築主への支援を今まで以上に充実させていただきたい。	断熱等級6以上の住宅に住み替える子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」や、これと併せて利用可能な融資、税制等の支援を実施しています。	③
	また、報告制度については、事業者から実績の報告をうけるのではなく、自治体のDXを推進して建築行政手続きのデータから実績を集積するような仕組みを早期に構築していただきたい。	建築行政手続において、本制度で求める報告内容を網羅しているものが現時点ではないため、本制度により報告をいただくこととしています。 なお、電子媒体を活用した報告とするなど、できる限り報告の対象者の負担を軽減するようにしていきます。	④
	該当箇所：「横浜市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(素案) ・建築物省エネ法では、計画を定める際の措置のひとつに「市町村の努力義務」があり、計画損では「4-4 啓発及び知識の普及等の支援」が記載されているが、これ以外に再エネ利用設備の設置に必要な費用の一部を補助すること等の措置を予定しているのであれば、示してほしい。	平成15年度から太陽光発電設備に対する補助を実施していましたが、太陽光発電システムの価格が補助開始時と比べて低下したことなどから、平成26年度で太陽光発電設備単体の補助は廃止しています。 なお、令和6年度より子育て世代を対象とした「省エネ住宅住替え補助制度」にて、太陽光発電設備及び蓄電池等を設置した場合、補助額を上乗せしています。 再エネ利用設備の支援の周知については、神奈川県0円ソーラーを含め支援に関する制度等を周知できる	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		<p>ような仕組みを検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	
	<p>該当箇所：形態制限の緩和に関する許可制度</p> <p>・形態制限の緩和に関する許可制度について、どのような形態を緩和しようとしているのかを示してほしい。</p>	<p>緩和規制については、令和6年度中に別途、許可基準に関する意見公募を予定していますので、詳細は意見公募をご参照ください。</p>	③
	<p>該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度</p> <p>・省エネ性能に関する説明を行う説明書面は参考様式として示されるか。</p>	<p>本市が作成する様式は、参考様式として提供します。建築士が作成した独自の様式でも必要項目が含まれていれば使用可能です。</p>	③
	<p>該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度 説明書面の保存</p> <p>・省エネ性能に関する説明に用いた書面の保管期限を示してほしい。</p>	<p>再エネの説明書面は建築士法施行規則により15年と定められているため、同様の年数を想定しています。</p>	③
	<p>該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度 説明内容（項目）</p> <p>・省エネ性能における「気密性能の確保の方法」の説明は、気密性能の確保のためにどのような措置を計画しているのかを説明するという認識で良いか。気密測定をすべての新築住宅で行うことを誘導するような施策になったり、気密性能の単なる数値競争を促すような施策になったりしないように配慮してほしい。</p>	<p>気密性能の確保については、手法が多様であり、気密測定を実施するかどうかも含め、それぞれの建築士の考え方やノウハウによるところと考えています。このため、ご質問のとおり、それぞれの建築士がどのような措置を計画しているのかを御説明いただくこととなります。</p>	④
	<p>該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度 説明項目</p> <p>・省エネ性能の説明内容で求める基準は、「断熱等性能等級5以上の基準への適否」及び「一次エネルギー消費量等級6の基準への適否」ではなく、建築物省エネ法の「誘導基準への適否」なのではないか。</p>	<p>本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。</p>	④
	<p>該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度</p> <p>・増築時の省エネ性能の説明内容は、増築部分の壁・屋根・窓などに一定の断熱材等を施工することや、増築部分に一定性能以上の設備（空調、照明等）を設置することを説明することなど、建築物省エネ法の基準と整合した仕組みにしてほしい。増築部に単純に誘導仕様基準相当を求めると、床暖房、エネファームの採用ができなくなるなどの支障が生じるので、慎重な検討をしていただきたい。</p>	<p>増築の際は、建築物省エネ法と整合する形で増築部分への説明を求めることとします。いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>	④
	<p>該当箇所：説明結果についての報告制度</p> <p>・報告内容のうち、再エネ設備の設置及び省エネ性能（UA値、BEI）は、事業者から報告を受けるのではなく、2025年4月以後は住宅も省エネ適判又は建築確認で審査を受けるので、審査・検査データから横浜市が直接取得するなどDXを進めてほしい。</p>	<p>建築行政手続において、本制度で求める報告内容を網羅しているものが現時点ではないため、本制度により報告をいただくこととしています。</p> <p>なお、電子媒体を活用した報告とするなど、できる限り報告の対象者の負担を軽減するようにしていきます。</p>	④
	<p>該当箇所：説明結果についての報告制度</p> <p>・「市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が15,000m<sup>2</sup>以上かつ5棟以上の建築士事務所」とされているが、同一事業者に、横浜市内に新築・増築する住宅の設計をした建築士事務所が複数ある場合の実績はどのようにカウントすればいいか。 ・その場合、報告は事業者、建築士事務所のうち誰が行うことになるのか。</p>	<p>複数の建築士事務所登録がある場合においては、法人単位で報告の対象かどうかを判断します。報告についても、法人単位で実施いただくことを基本とします。</p>	①
	<p>該当箇所：説明結果についての報告制度</p> <p>・「市内で設計した住宅」は、市内に新築・増築する住宅の設計をした建築士事務所（建築士事務所の所在地は問わない）という認識でよいか。</p>	<p>その通りです。</p>	③
	<p>該当箇所：説明結果についての報告制度</p> <p>・報告の対象になる期間及び報告を行う時期を示してほしい。</p>	<p>報告の対象期間は、トップランナー制度と整合する形とします。具体的には、令和8年度の報告は、令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に建築確認を取得した物件を対象とし、夏頃に報告をいただきます。</p>	③
	<p>該当箇所：説明結果についての報告制度</p> <p>・「市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が15,000m<sup>2</sup>以上かつ5棟以上」のカウント及び報告時に、建築主から</p>	<p>その通りです。</p>	③



No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
	説明不要の意思表示を受けた住宅は含めるか。		
	該当箇所：説明結果についての報告制度 ・「市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が15,000m <sup>2</sup> 以上かつ5棟以上」のカウント及び報告時に、10m <sup>2</sup> 以下の住宅の新築・増築は含めるか。	10 m <sup>2</sup> 以下のものを含まないこととします。	③
	該当箇所：説明結果についての報告制度 ・市内で設計した住宅の年間延べ面積の計算で、増築の場合はどの部分の面積を対象とするのか示してほしい。	増築にあつては、増築部分の延べ面積が対象となります。	③
	該当箇所：再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度、説明結果についての報告制度 ・建築主への説明後に、設計変更があった場合の手続きを示してほしい。	説明後に設計変更があった場合は本制度の対象ではありませんが、通常の設計委託業務として建築主に説明を行ってください。 また、報告制度は、報告した時点以降に計画変更があった場合であっても、大きな変更でなければ、再度報告していただく必要はありません。	③
	該当箇所：今後のスケジュールについて ・今回の市民意見募集のあと、具体的な条例案等の意見募集を行う予定があるか。説明内容、報告制度等については具体的な内容案に関する意見募集を行うべきではないか。	現時点では、今後、本制度に関する意見募集を行うことは考えていませんが、制度施行までの期間に講習会等を実施しますので、個別に対応いたします。	④
71	横浜市でも東京都・川崎市と同じような住宅業者に対する太陽光パネル設置の義務化を導入してほしいです。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
72	東京都・川崎市では、屋根置き太陽光パネル設置の義務化が決まっています。いずれも大型工務店への義務です。その大型工務店は、東京都だけでなく、神奈川や他の地域でも営業範囲のはず。会社にとっても、東京でやらなければならないなら、横浜でも実施できるはずです！説明の義務だけでなく、実際に設置そのもの、「義務量」があることが重要です。ぜひ横浜市でも、お願いいたします。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
73	今回の制度について、横浜市全域を「再エネ促進区域」とすることは、いいことだとおもいます。建築士が断熱について説明することの義務化も、とても素晴らしいです。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	ただ、建築士による断熱の説明は、等級5までではなく、等級6、7（より効果がある）を入れてほしいのと、大手工務店に対して、太陽光発電設備設置を義務化してほしいです。期待しています。	断熱等級6以上の説明義務化について、本制度では、断熱等級5以上の説明をすることで、建築主が高い省エネ性能を選択しやすくすることを目的としており、建築主が断熱等級6、7も選択することが可能となるよう、「5以上」と表現しています。 いただいた御意見を踏まえ、より高い省エネ性能を建築主が選択しやすくするため、説明要否の意思確認時に活用いただくリーフレットに、断熱等級6、7も含めた省エネ性能向上のメリットを明記します。	①
		太陽光発電設備設置の義務化について、本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアム	④

No.	御意見	本市の考え方	意見の分類
		による普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	
74	市民が再エネに具体的にアクセスしやすい環境づくりをお願いします。	いただいた御意見については、脱炭素社会の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	④
75	「屋根置き太陽光」を求めます。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
	また、「屋根置き太陽光」の設置をぐんと進められる「制度」、建築物省エネ法に基づく【再エネ促進区域】に取り組んで頂ければ幸いです。『SLAM DANK』、『サザンオールスターズ』『aiko 野外フリーライブ「Love Like Aloha」』等を生んだ神奈川からこのようなアクションが起きましたら、全国的にインパクトのあるものになると思います。どうかよろしく願い申し上げます。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
76	横浜市全域を再エネ促進区域とすることに賛成です。太陽光発電設備の設置は、エネルギーコストの削減や非常時の電源としても使えるメリットがあるので、建築主にとっても必要な情報だと思います。メリット、デメリットをきちんと説明を受けることができれば、太陽光発電の正しい情報が広まり、設置が広まると思います。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②
	ただ、説明義務化だとやはり太陽光発電の普及という観点からは、成果が少し弱いと思います。建築士が十分な説明を提供しなかったり、建築主が太陽光発電のメリットを十分に理解しなかった場合、太陽光発電を設置しないという判断になることもあると思います。今も2月なのにとっても暑い気温で、着実に太陽光発電の普及を進めることが必須だと思います。ぜひ建築物への太陽光発電の義務化の検討をお願いします。	本市では、住宅供給者の規模に関わらず全ての新築住宅について、建築主への再エネ設備の導入効果や省エネ性能向上のメリットの説明を建築士に義務付ける制度の創設を予定しています。 また、省エネ住宅住替え補助の再エネ設備設置による補助額加算や、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発を進めています。 再エネ設備の設置促進については、今回創設する説明制度の効果や国の動向等を引き続き注視してまいります。	④
77	再エネ利用・省エネの促進素晴らしいと思います。私は住宅の断熱による省エネ促進について注目しています。より住みよい街になることを期待しています。	御意見の趣旨を踏まえ、着実に制度化を進めていきます。	②

以上